

富士山南東消防組合定員管理計画

【令和 7 年度から令和 14 年度まで】



令和 6 年 12 月

目 次

第1章	定員管理計画策定の趣旨と背景	1
第2章	消防組合の現状	
1	組織体制	2
2	職員配置	2
3	消防大学校、消防学校研修状況（令和6年度）	2
4	職員の年齢構成	3
5	管内人口と高齢化推移	4
6	災害発生状況	5
7	育児休業、特別休暇取得状況	6
8	育児休業、特別休暇による出動隊不能状況	6
第3章	消防力の分析	
1	消防力の整備指針に基づく基準	7
2	消防力の整備指針に基づく基準台数と整備台数	7
3	整備台数に対する人員の算定数と警防要員の現有数	7
4	救急件数等が同規模の消防本部との比較	9
第4章	各課、消防署の課題と対策	
(1)	総務課（総務係・企画調整係・財政係）	10
(2)	予防課（予防係・危険物係・査察指導係）	10
(3)	警防救急課（警防係・救急係・指揮隊）	11
(4)	通信指令課（指令係・指令管理担当）	11
(5)	消防署（3消防署・3分署・2分遣所） （庶務係・予防係・警防係・救助係・救急係）	12
第5章	消防組合組織運営上の課題と対策	
1	救急需要増加に対する課題と対策	13
2	大規模災害発生時の初動体制の充実と災害派遣に係る課題と対策	13
3	災害活動時の安全管理に対する課題と対策	13
4	消防業務特有の人材育成への課題と対策	14
5	消防本部業務に対する課題と対策	14
6	定年延長と年齢構成平準化への課題と対策	14
7	働き方改革、子育て世代への課題と対策	15

第6章 定員管理

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 定数目標と職員採用計画・・・・・・・・・・ 16
- 3 定員管理計画の見直し・・・・・・・・・・ 17

第1章 定員管理計画策定の趣旨と背景

富士山南東消防組合は、「災害発生時の初動体制の強化」、「統一的な指揮の下での効果的な部隊運用」、「救急業務や予防業務の専門性の強化」など、消防力・救急力の向上を見込み、平成28年1月に三島市、裾野市及び長泉町の一部事務組合として設立され、同年4月1日から富士山南東消防本部として、職員定数252人で、運用を開始しました。

当消防本部の運用は、消防広域化のスケールメリットにより、初動活動の部隊数が増加したことから災害対応力が向上した一方で、慢性的な人員不足から乗換隊の解除や搭乗人員の確保が困難な状況が継続しています。

近年は、必ず起こるとされる南海トラフ巨大地震、富士山火山噴火のほか、大型化する台風や局地的集中豪雨など、多発・激甚化する自然災害に対する消防組織が果たす役割は、ますます重要なものとなっています。また、今年1月に発生した能登半島地震では、緊急消防援助隊静岡県大隊として、被災地において活動しており、当消防本部管内のみならず、全国各地で発生する激甚災害にも応援部隊を派遣していく必要があります。

消防組織の災害対応力は、即応態勢が取れる人材育成も同時に行うため、計画的に職員を専門教育機関へ派遣し、研修を行うことが必要となります。

昨今は、働き方改革による男性職員の育児休業取得や感染症による職員不在、さらには、職員の定年年齢引き上げによる高齢期職員の活躍維持など、消防組織に関する新たな課題が生じています。

このような状況の中で、消防救急業務の高度化に加え、増加傾向にある消防救急需要に対応し、地域住民の安全・安心を守るため、当消防本部の定員管理計画を策定し、消防組織の強化を図ることは喫緊の課題となっています。



三島消防署中郷分署開所（令和6年10月1日）

第2章 消防組合の現状

1 組織体制

消防本部は、1本部（4課）、3消防署、5分遣所で運用を開始し、令和2年には、それまでの茶畑分遣所を閉鎖し、伊豆島田分署を設置、併せて北分遣所を北分署にするなど、組織体制や車両配置の改革を進めてきました。さらに、令和6年10月には、中郷分遣所を建替え、救急隊と消防隊を配置する中郷分署へ変更し、現在は、1本部（4課）、3消防署、3分署、2分遣所の体制で運用しています。

2 職員配置

消防職員は、条例定数252人に対し、実員250人（令和6年10月1日現在）となっており、実員以外の短時間再任用職員は、10人となっています。

本部4課のうち、総務課以外は、消防業務に特化した事務を執行していますが、総務課は、一部事務組合として人事給与や保険共済などの一般行政事務のほか、組合議会などの事務を執行しています。

消防署は、2交代制の隔日勤務で、当日に勤務する職員の階級や資格により、搭乘する車両（消防ポンプ車、救急車等）や役割（隊長、機関員等）が変わる兼任隊員を基本として運用しています。

また、静岡県消防学校、静岡県消防防災航空隊及び静岡県消防保安課へ職員を派遣しています。

○令和6年10月1日の職員配置状況

総務課	総務係、企画調整係、財政係	13人
予防課	予防係、危険物係、査察指導係	8人
警防救急課	警防係、救急係、指揮隊	15人
通信指令課	指令係、指令管理担当	19人
三島消防署	消防署、北分署、中郷分署、錦田分遣所	89人
裾野消防署	消防署、消防室、伊豆島田分署、須山分遣所	66人
長泉消防署	消防署、消防室	37人
派遣	県消防学校、消防防災航空隊、県消防保安課	3人

※ 総務課は消防長を含む。短時間再任用職員は除く。

3 消防大学校、消防学校研修状況

消防職員は、その業務の特殊性から警防・救急・救助・予防など、それぞれ専門の知識・技術を向上させるため、教育計画により消防大学校や消防学校等へ派遣しています。派遣期間は、短期間のもので約1週間、長期間のものでは約6カ月間に及びます。

また、消防大学校等の研修とは別に、資格取得講習や人材育成研修などの短期

間で行う研修に派遣することで、知識・技術の習得に努めています。

消防学校教育（研修期間1週間以上）（令和6年度）

教育名	期間	人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初任科	4/4～9/25	5												
救助科	10/1～10/29	4												
初球幹部科	10/10～10/24	2												
警防科	11/6～11/21	4												
中級幹部科	11/12～11/21	2												
火災調査科	12/9～12/20	4												
救急科	1/7～2/28	4												
予防査察・危険物科	2/25～3/13	4												

救急救命東京研修所

	期間	人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期研修	4/3～9/30	1												
後期研修	9月～3月	2												

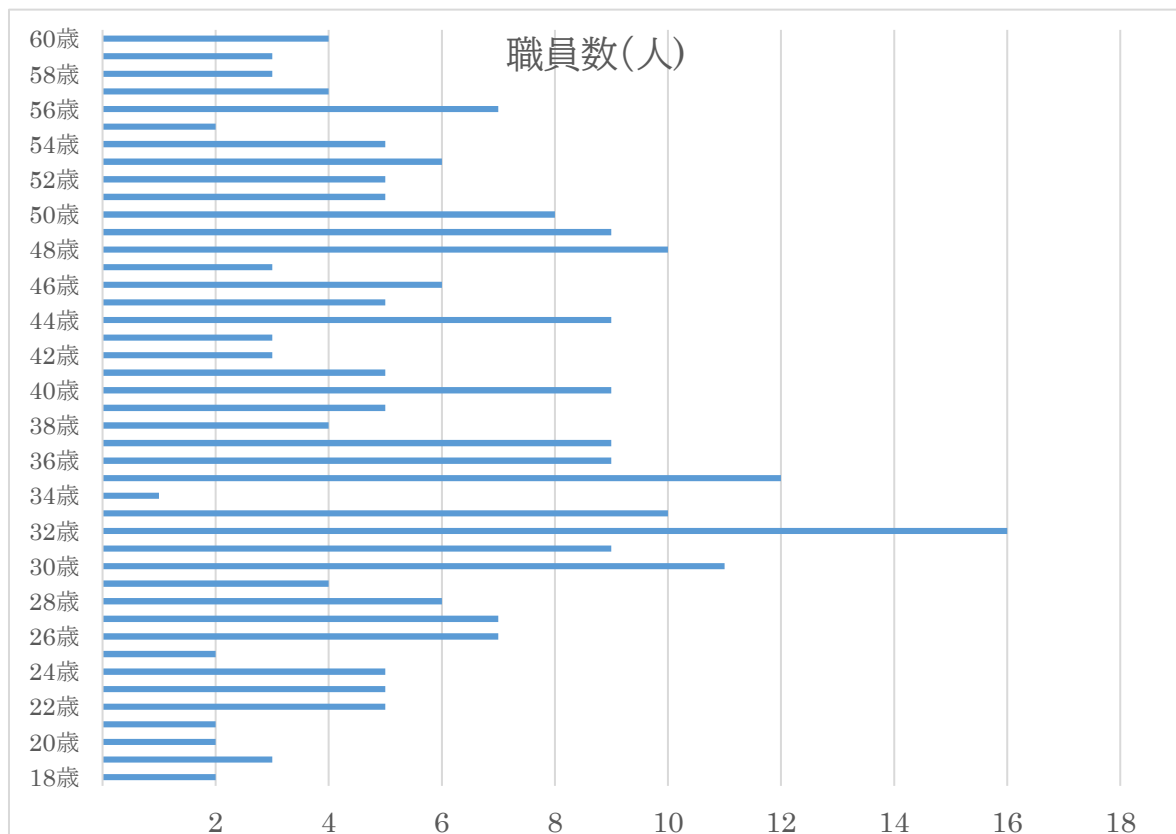
消防大学校

教育名	期間	人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幹部科	8/19～10/4	1												

4 職員の年齢構成

消防広域化前の各消防本部は、組織体制などの背景から職員の年齢構成が異なり、現在の消防本部は、年齢構成に1～16人と大きな差があります。

○ 職員の年齢構成表（令和6年4月1日現在）

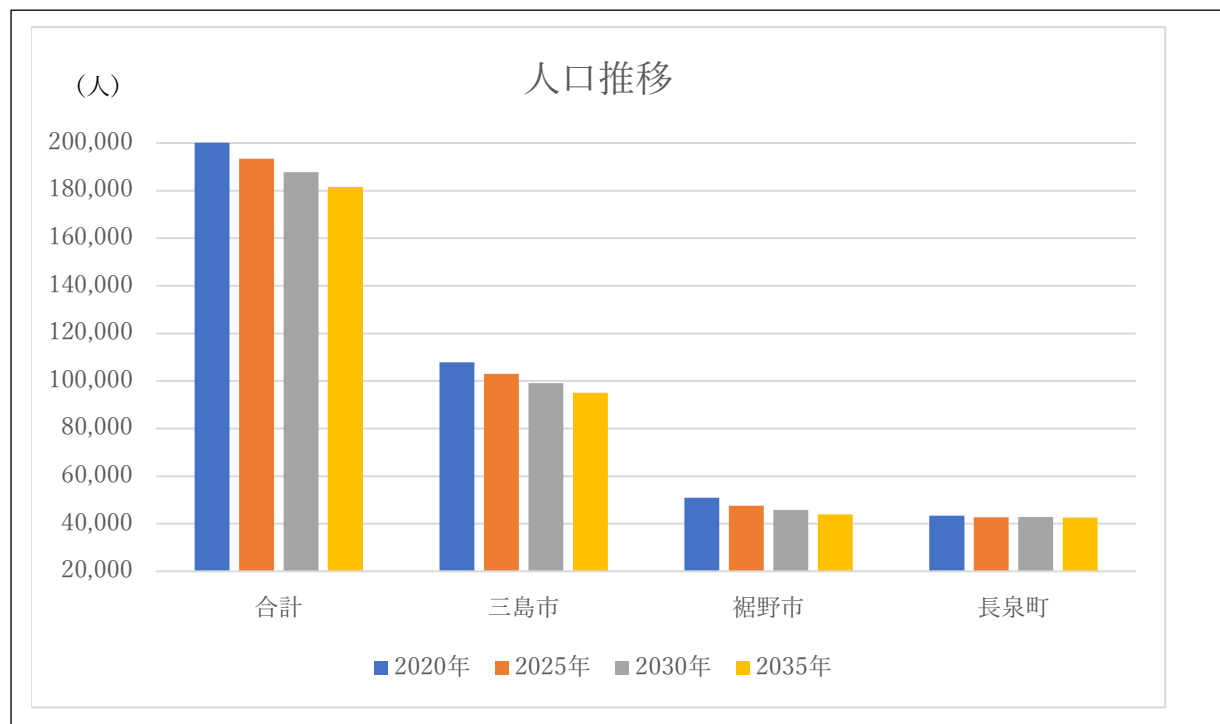


5 管内人口と高齢化推移

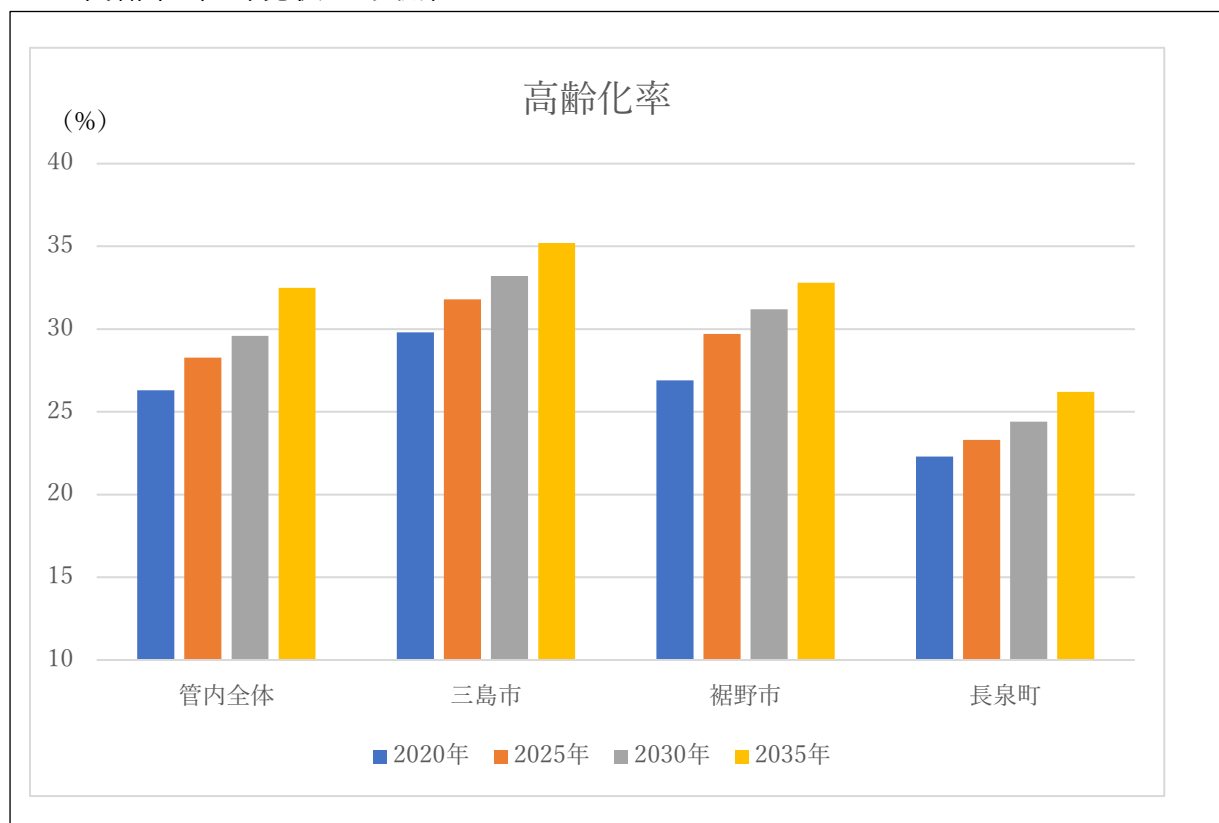
当消防本部管内の人口は、本年20万人を割り込み、10年後の2035年には、約18万人と1割程度の人口減少が予想されますが、各市町の企業誘致など地方創生の長期ビジョンにおいて、市街地や郊外など地域全体で開発事業が行われています。

また、10年後の高齢化率は、4ポイント上昇し32.5%に推移することが予想されます。

○ 人口推移（現状と予測）

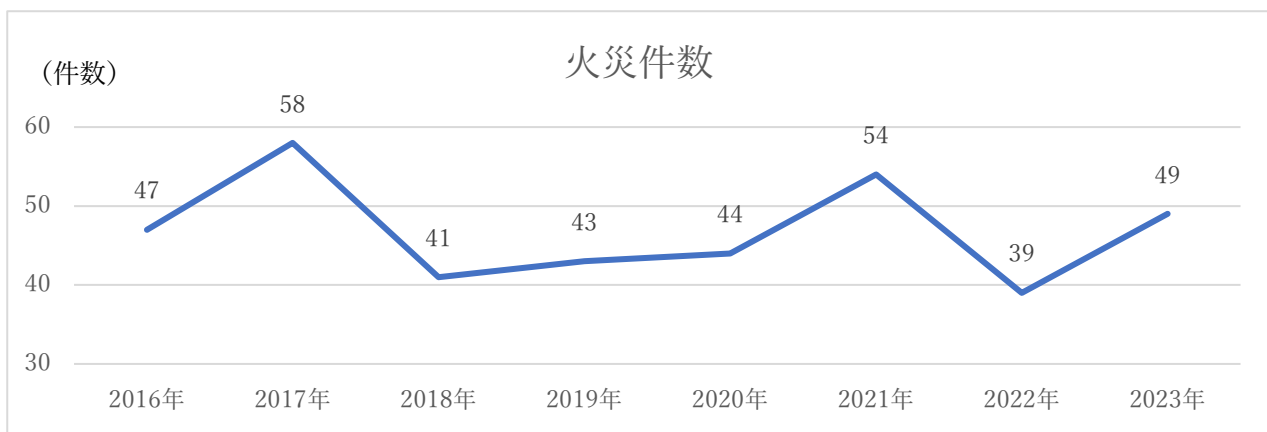


○ 高齢化率（現状と予測）

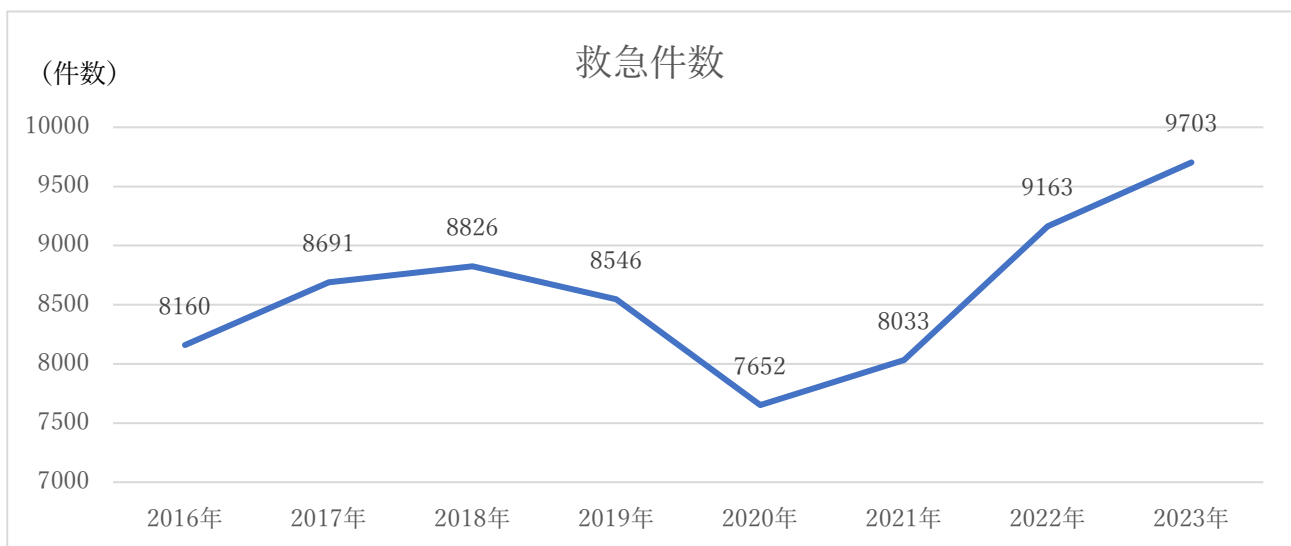


6 災害発生状況

(1) 火災件数は、年間平均47件となっています。

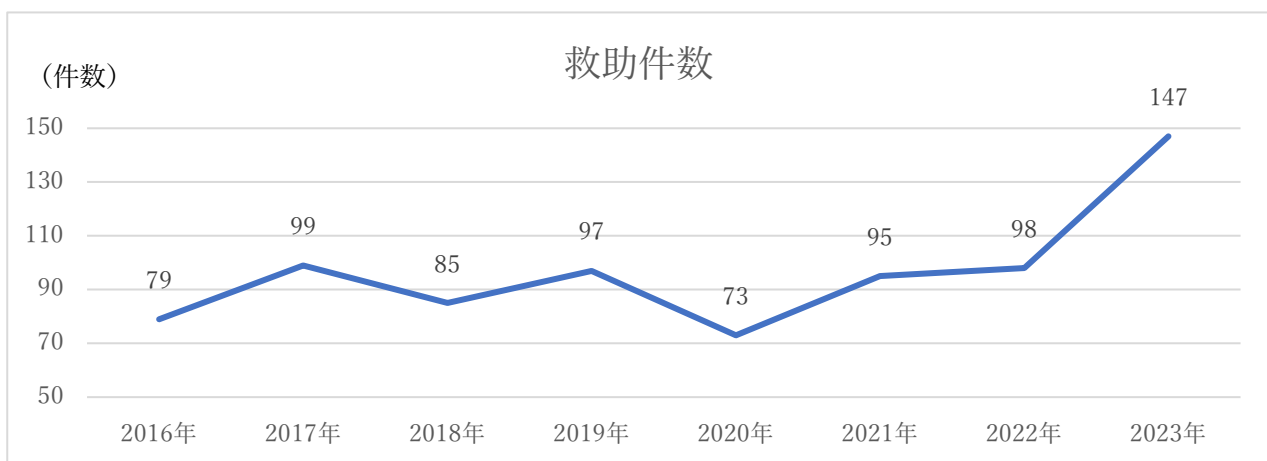


(2) 救急件数は、2020年のコロナ禍では約7,600件でしたが、以降、件数の増加が続き、2024年は10,000件に迫る予想となっています。



(3) 救助件数は、2023年が前年比約 1.5 倍となる 147 件で、交通事故が約 1.6 倍の41件、建物等による事故が 1.4 倍の62件となっています。

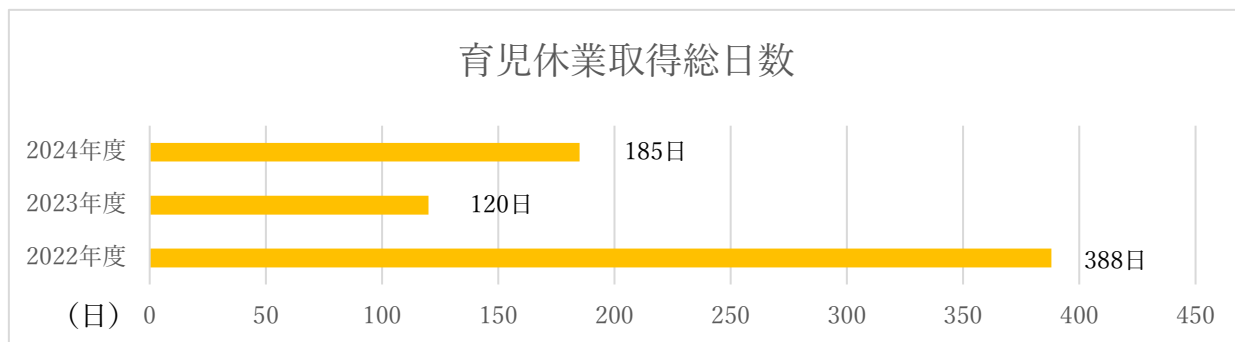
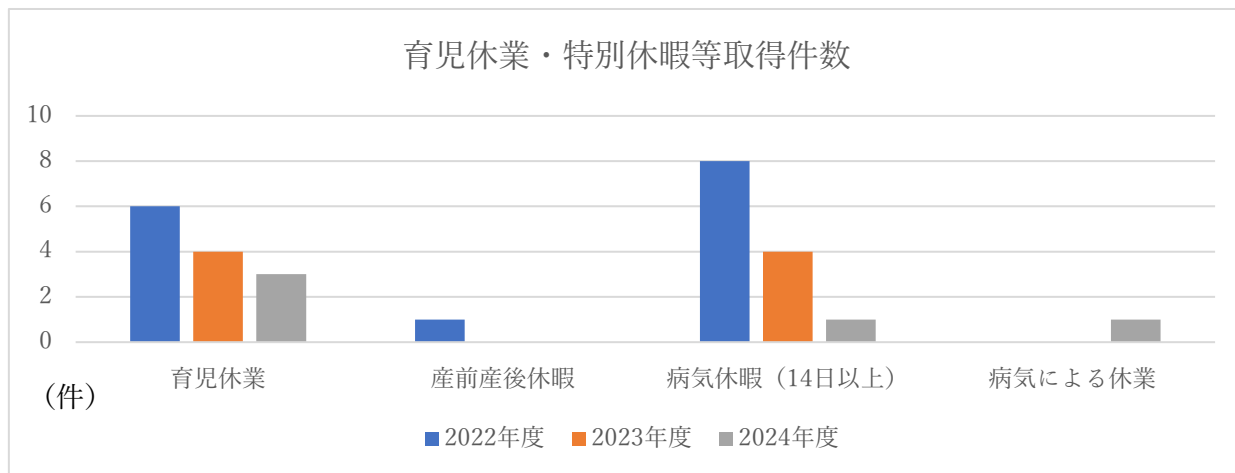
建物等による事故の多くは、扉の施錠などの理由から住宅等の室内にいる傷病者に救急隊が接触できないための出動となっています。



7 育児休業、特別休暇取得状況

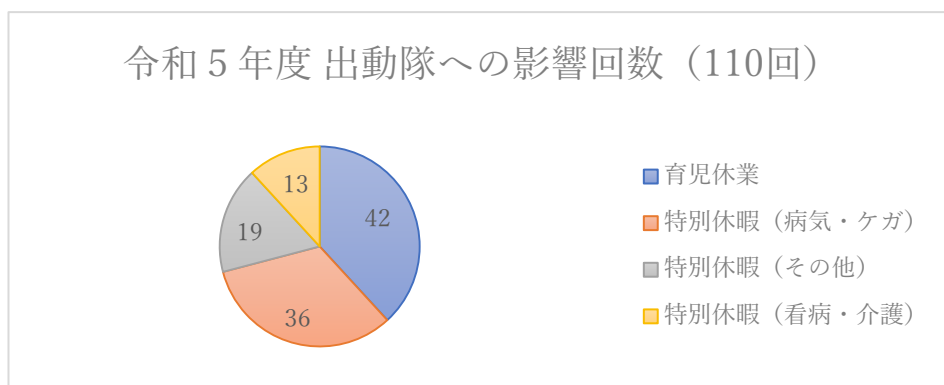
男性職員の育児休業取得は、2020年の育児・介護休業法の改正により、職場環境が変化し、積極的に育児参加する男性職員が増え、育児休業を長期間取得する職員も増えていきます。

また、特別休暇は、法律で付与される年次有給休暇とは異なり、結婚や出産、病気やケガによる休暇のほか、家族の不幸といった出来事など、特定の理由や状況に基づいて与えられる休暇となります。



8 育児休業、特別休暇取得による出勤隊状況への影響

隔日勤務職員が突発的な病気などにより休暇を取得した場合や何らかの理由で勤務できない職員が多く発生した場合に、他部署から応援勤務（助勤）等を行うことで対応しますが、それでも人員不足が解消されない場合は、やむを得ず消防隊または救急隊を減らして運用します。



第3章 消防力の分析

1 消防力の整備指針に基づく基準

令和4年度消防施設整備計画実態調査による「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」の基準数と現状の消防力について示します。

この指針は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策、その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとされており、この指針に定める施設及び人員を目標として、整備するものとされています。

2 消防力の整備指針に基づく基準台数と整備台数

消防ポンプ車は、基準台数9台に対して1台不足の88.9%、はしご自動車は、基準台数2台に対して1台不足の50%となっていますが、消防ポンプ車1台に、はしご機能を有する車両を整備しています。化学自動車は、基準台数2台に対して1台不足の50%、救急車は、基準台数8台に対して9台の112%、救助工作車は、基準台数3台に対して1台不足の66.7%となっています。

車両等	基準台数	整備台数	差
消防ポンプ車	9	8	△1
小型動力ポンプ付き水槽車	1	1	0
はしご自動車	2	1	△1
化学消防車	2	1	△1
救急自動車	8	9	1
救助工作車	3	2	△1
指揮車	3	※1) 3	
計	28	25	△3
非常用消防ポンプ車	1	2	1
非常用救急自動車	1	1	

※1) 指揮車は、整備台数3台のうち運用している車両は1台です。

3 整備台数に対する人員の算定数と警防要員（消防隊員、救急隊員、救助隊員、指揮隊員）の現員数

整備台数に対する警防要員の現員数は、算定数に対する比率が74%で、64人不足の185人となっています。（全国平均79.5%）

なお、消防隊及び救助隊の搭乗人員は、3人搭乗が多く、指針で示されている4人若しくは5人搭乗ができていないのが現状です。

車両等	整備台数	算定数（人）	現員数（人）	差（人）
消防ポンプ車（５人搭乗）	５	７５	１８５	△６４
〃（４人搭乗）	３	３６		
小型動力ポンプ付き水槽車	１	※２）		
はしご自動車（４人搭乗）	１	１２		
化学消防車（５人搭乗）	１	１５		
救急車（専従運用）	６	５４		
〃（乗換運用）	３	※２）		
救助工作車（５人搭乗）	２	３０		
指揮車	※１） ３	２７		
合計（警防要員）	※１） ２５	２４９		
通信員、予防要員及び総務事務に係る人員		９０	７７	△１３
総合計（消防本部及び消防署所の総数）		３３９	※３） ２６２	△７７

※ 警防要員の算定数計算

「車両１台あたりの搭乗人員」×「人員措置係数（休暇の取得日数、教育訓練の日数等から計算）」×２部制

※１）運用している指揮車は１台のため、運用している合計台数は２３台です。

※２）水槽車及び救急車（乗換運用）３台は、消防ポンプ車と乗換運用のため算定しません。

※３）再任用職員１１人を含む。



令和６年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
（ＮＢＣ災害対応訓練）

4 救急件数等が同規模の消防本部との比較

令和5年版消防年報より引用

消防本部名	管轄人口 (人)	管轄面積 (km ²)	職員定数 (人)	実員数 (人)	救急件数 (件)	人口1万人 あたりの 救急件数 (件)	救急隊数		救急隊1隊 あたりの 出動件数 (件)	備考
							専従隊	兼務隊		
富士山南東消防本部	199,418	227	252	250	9,703	486.6	6	3	1078.1	平成28年消防本部発足定員252人
日立市消防本部	164,538	226	298	289	10,772	654.7	9	0	1196.9	平成20年消防本部発足定員298人
富士市消防本部	247,121	245	312	312	11,677	472.5	9	0	1297.4	平成20年改正定員312人
ひたちなか・東海広域事務 組合消防本部	194,059	138	255	231	9,628	496.1	6	3	1069.8	平成24年消防本部発足定員217人 平成31年改正定員235人 令和3年改正255人
石巻地区広域行政事務組合 消防本部	177,736	721	357	339	10,267	577.7	5	8	789.8	平成18年改正定員357人
高岡市消防本部	206,114	440	287	278	10,512	510.0	6	3	1168.0	令和3年氷見市から消防事務を受託 令和3年消防本部発足定員287人
筑西広域市町村圏事務組合 消防本部	186,381	451	330	301	10,598	568.6	4	6	1059.8	平成27年改正定員300人 令和4年改正定員330人
呉市消防局	204,484	353	370	351	12,083	590.9	2	12	863.1	平成22年改正定員370人

第4章 各課、消防署の課題と対策

(1) 総務課（総務係・企画調整係・財政係）

総務課は、消防長会事務、消防企画などの消防業務のほかに一部事務組合として、人事・給与事務、保険・共済事務、財政事務、法制執務、議会事務、監査事務などの一般行政事務を行っていることから、構成市町から行政職員の派遣を受け入れ、消防組合からは構成市町に職員を派遣していましたが、令和5年度以降は人事交流を実施していません。

しかしながら、一般行政事務を滞りなく進めるために、行政事務にかかる職員教育を効率的、効果的に行うため、現状、多くの事務支援を受けている三島市へ、消防組合から職員を派遣する必要があります。

また、消防行政が大きく変化する中でも、消防職員としての知識・技術のほか、地方自治体の職員としての全般的な知識や倫理、業務遂行能力を向上させる取り組みが必要で、係の増設又は分課が必要です。

(2) 予防課（予防係・危険物係・査察指導係）

予防課は、防火対象物・危険物製造所などの査察や違反処理業務のほかに、建築物の確認の同意や消防設備等の設置・維持管理の指導、危険物の取扱いに関する許認可等を行っています。

防火対象物及び危険物施設に対する予防査察は、予防課、消防署消防室のほか、消防署の予防係及び分署、分遣所と連携し、管内防火対象物 6,977 施設、危険物施設 481 施設（令和6年4月1日現在）の年間計画を策定し実施しています。

建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして総務省消防庁が定める資格を有する予防技術資格者の育成に努めています。

D X推進の一つとして各種手続の防火管理に関する申請書の一部について、電子申請の導入も開始しています。

近年の予防行政は、防火対象物及び危険物施設の大規模化、高層化に直面し、従来以上に高度で多様な対応が求められ、生活の多様化や技術の進展等に伴い、火災の原因も多様化・複雑化し、火災調査の困難性が増している状況にあることから、当該業務に精通した職員育成が急務となっています。

火災原因調査は、基本的には消防署で実施していますが、電化製品等から出火した場合などは、科学的な究明又は裏付けを行う必要があり、その専門的な知識も求められていることから、専門係の増設が必要です。

消防同意審査等は、近年、今までにない大規模な建築の長期間にわたる建設計画や複雑な建築物における消防用設備等の設置審査に伴い、職員への業務負担が増大しています。

査察指導は、消防法令違反対象物に対し是正指導を行っていますが、関係者

への是正指導だけでは改善されない対象物があるのが現状です。このことから、指導だけでは是正が見込まれない対象物については違反処理上の上位措置を講じる必要性があり、専任の予防要員による対応が必要です。

(3) 警防救急課（警防係・救急係・指揮隊）

警防救急課は、火災・救助・救急現場における活動体制・安全管理体制の構築、消防車両・救急車両及び資機材の整備維持、活動の根幹を担う教育・訓練の企画立案など、国や県など関係機関との連携窓口となり、警防・救急業務に関する事務全般を主な業務としています。

救急業務では、メディカルコントロール協議会や地元医師会との連携を行うとともに、住民等に対する救命率向上のための救急講習会を開催しています。

近年発生している災害は、複雑化・激甚化が進んでいることから、専門教育や各種訓練への取組みを通して、高度な消防技術を習得し、より安全で効率的な現場活動を行える環境整備を行い、消防職員の事故防止を踏まえた安全管理体制の構築は重要なものとなっています。

また、災害活動の指針となる消防計画や安全管理体制の随時見直し、特殊災害や大規模災害等の対応力の強化や訓練計画を進めていく必要があることから、係の増設又は分課が必要です。

指揮隊は、警防救急課内に指揮担当として1隊を配備し、全管内の火災や救助事案など複数の消防隊等が活動する災害現場において、効果的な消防活動の遂行と安全管理を目的に運用しています。

現在の指揮隊は、8人体制で2交代制の隔日勤務を行っており、当直指揮隊員数は2～3人となり、隊員数の不足から災害現場における情報収集や安全管理体制の構築等が困難になる場合があります。指揮隊数は、消防力の整備指針に示された数が消防署と同数で、現在実働している指揮隊は1隊のみであることから、指揮隊員数の確保と地域実情にあわせた指揮隊の増隊が必要です。

(4) 通信指令課（指令係・指令管理担当）

指令係は、2交代制の隔日勤務で119番受信、出動隊の選定、出動指令、無線交信による情報収集活動など消防活動の初動を担っております。また、災害活動支援として重要かつ任務専門性が高い通信指令業務に加え、個人情報の取扱いも多く秘匿性も高いことから、他の部署からの応援勤務（助勤）が困難であり、平常時から人員確保が重要な係であります。

指令管理担当は、毎日勤務で通信指令システム、消防救急デジタル無線などの情報機器の維持管理業務などを行っています。

現在の通信指令システムは、デジタル構築されており、日常の業務管理や情報機器の保守点検、維持管理などについて、業者との専門性の高い調整が求められることからデジタル業務に精通した知識が必須となります。

また、人員不足時には指令係のサポートも実施していることから、常時2人

以上の配置を継続確保する必要があります。

(5) 消防署（3消防署、3分署、2分遣所）

消防署は、火災、救助、救急などの災害対応のほか、消防法などに基づく立入検査、火災予防条例に基づく各種届出の受理と処理、消防水利施設の点検、車両及び資機材の維持管理、各種訓練の実施、各種研修などを行っています。

当直勤務する職員は、役職や資格により乗車する車両（消防ポンプ車、救助工作車、救急車等）や役割（隊長、機関員等）が変わることから、幅広い知識と技術が必要とされます。また、消防隊、救助隊及び救急隊は、それぞれ高度な知識と技術が必要であることから、消防大学校、消防学校、救急救命士養成所などで専門的な教育を受け、その職員が中心となり訓練や伝達研修などを行っています。時代の変化や消防技術向上のためには、多くの職員を消防大学校などで継続的に教育を受ける必要があります。

現在は、消防車、救急車などの消防車両22台を18隊で運用しております。これは、消防車と救急車を兼務する隊や消防車と特殊車両を乗換える隊が4隊あるためです。このうち消防車と救急車を兼務している隊が3隊あることから、大規模な火災や同時火災発生時には、救急隊の運用が9隊から6隊となり、逆に救急事案輻輳時や救急大事故発生時には、消防隊が3隊出動できなくなってしまう。したがって、消防車と救急車の兼務を解除することは、職員の業務負担の軽減となり、労務管理上有益であることから、早期に職員を増員することが必要です。

また、職員が長期研修や特別休暇などを取得する場合は、他の署所から応援勤務（助勤）を受ける必要がありますが、多くの署所で人員に余裕がない状況です。

【兼務隊】三島消防署北分署・長泉消防署・裾野消防署須山分遣所は、災害に応じて車両を選択して出動します。



例えば
救急出動の際は、消防車があっても出動できません。



消防車



救急車

第5章 消防組合組織運営上の課題と対策

1 救急需要増加に対する課題と対策

救急出動件数が、消防組合発足時の8,160件から右肩上がりに増加し、令和6年は組合発足以来初の10,000件に迫る予想となっています。

当消防本部は、救急需要に救急隊9隊で対応していますが、うち3隊が消防隊と兼務運用しているため、火災や救助などの災害時は、出動できる救急隊が不足する恐れがあります。また、救急事案が輻輳した場合や救急大事故などが発生し多くの救急車が出動してしまうと、出動できる消防隊が不足する恐れがあります。

消防隊と救急隊を兼務する3隊を解除し、専従の消防隊9隊（化学消防車を含む）と専従の救急隊9隊の運用とし、特殊車両を含めた消防車両22台を21隊体制で運用することで、管内における輻輳事案等にも対応できる体制整備を進める必要があります。なお、兼務隊として継続していく1隊は、小型動力ポンプ付水槽車と消防ポンプ車を乗換える消防隊のため、災害対応に影響はありません。

また、救急需要の増加から、病院間の搬送となる転院搬送出動について、多く発生する平日の日中に運用する日勤救急隊の発足も検討する必要があります。

2 大規模災害発生時の初動体制の充実と災害派遣に係る課題と対策

南海トラフ巨大地震や大規模な自然災害発生時は、迅速な消火活動と人命救助が求められ、多くの消防隊と救急隊を運用する必要があります。

兼務隊を解除し、専従隊とすることにより、大規模災害発生時に多くの消防隊と救急隊を運用することが可能となり、初動体制の強化につながります。

近年は、全国各地で地震災害や大規模風水害が頻発しており、令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害には、静岡県消防相互応援協定に基づき、総日数32日、延べ180人の職員を派遣しました。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震には、緊急消防援助隊として、消防隊2隊、救急隊1隊、後方支援隊1隊の合計4隊を総日数21日、延べ102人の職員を派遣しました。

このような応援出動時であっても、管内の消防力を低下させないような消防救急体制を構築する必要があります。

3 災害活動時の安全管理に対する課題と対策

近年の災害は、ますます複雑化・多様化しており、特に火災現場においては消防職員が殉職する痛ましい事故が県内で発生しています。

消防が行う災害活動は、一般的な救急事案を除き、複数の消防隊、救助隊及び救急隊が連携して活動を行い、その現場においては、指揮命令、情報収集・分析、安全管理等を行う現場指揮活動が最も重要となります。この現場指揮活動を担う

指揮隊と活動する小隊長、小隊をまとめる中隊長の指揮強化は、安全管理と統制を行っていくうえで重要となります。

指揮隊は、常時3名以上で編成することが重要であり、消防車両は常時4名以上で編成することにより、現場活動において局面指揮や現場活動統制を図ることができ、現場活動の安全管理体制の強化と迅速な消防活動につなげることができます。

4 消防業務特有の人材育成への課題と対策

当消防本部では、人材育成計画による職員教育を行っています。

消防業務の特殊性ゆえに、職員を独自で教育することは困難であり、静岡県消防学校で初任教育や専門教育を受けています。

また、総務省消防庁消防大学校や消防研究センター、救急救命士の受験資格取得のため救急救命士研修所などに派遣し、職員の質の向上に努めていますが、派遣期間は1週間～6か月間に渡ります。当然、一時期に多くの職員を派遣できないことから、教育計画に沿って実施していますが、長期間で多くの職員を一度に派遣しなければならない初任教育においては、採用者が前年度の退職者数と同数であることから、年度により派遣人数が変わるため、その後の教育派遣について、計画的に実施することが難しくなる可能性があります。

このことから、新規職員採用をできる限り平準化することで、教育による人員不足に陥らないようにすることができます。

5 消防本部業務に対する課題と対策

消防本部の総務課、予防課、警防救急課、通信指令課は、いずれも業務の専門性が高く、業務量は年々増えており、職員の負担が大きくなっています。

このことから、短時間再任用職員の活用や会計年度職員の採用により、事務業務を賄うことができます。

6 定年延長と年齢構成平準化への課題と対策

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が公布され、今後、当消防組合でも関係条例を改正し、令和13年度には定年が65歳へ延長される見通しです。

今後、60歳を超える職員が災害現場対応業務に従事することは、管理職として長期間現場活動から離れていることや加齢に伴う身体機能の低下も考慮しなければなりません。しかしながら、高齢期職員には、豊富な経験と知識を生かせる立入検査等の予防業務、職員研修や住民向けの講習会等の分野において活躍することで充実を図ることができます。

当消防本部の高齢化(60歳以上の割合が最も高い)のピークは、おおよそ定年

延長制度が完了する令和13年度以降となります。

消防組織は、現場での統率や活動が重要であり、段階的な定年延長により職員採用がない年度があることで、活動する職員に影響が出る懸念があります。その先の推移も考慮し、定員管理や新規採用職員数の平準化などを行う必要があります。

したがって、段階的に定年年齢を延長する期間において、職員の増員は短期に行うのではなく、定年延長にあわせて計画的に進めていくことが必要です。

7 働き方改革、子育て世代への課題と対策

働き方改革とは、女性や高齢者を含めた国民すべてが活躍できる、一億総活躍社会の実現を目指す取組みです。これを実現していくため、当消防本部としても対策を検討し、誰もが働きやすく子育てのしやすい柔軟な働き方ができる環境づくりを実現していく必要があります。

現在の消防職員数は250人で、うち女性職員は4人で98.5%が男性職員となっています。40歳未満の職員は52%を超え、子育て中の職員が多数いるのが現状です。近年、女性に限らず、男性が育児休業を取得するようになりました。

消防の職場は、活動隊を編成するため、その人員を確保する必要があり、今後は、時代にあわせた男性職員、女性職員問わず育児休業、特別休暇等を取得できる環境を整備していくことが必要です。

第6章 定員管理

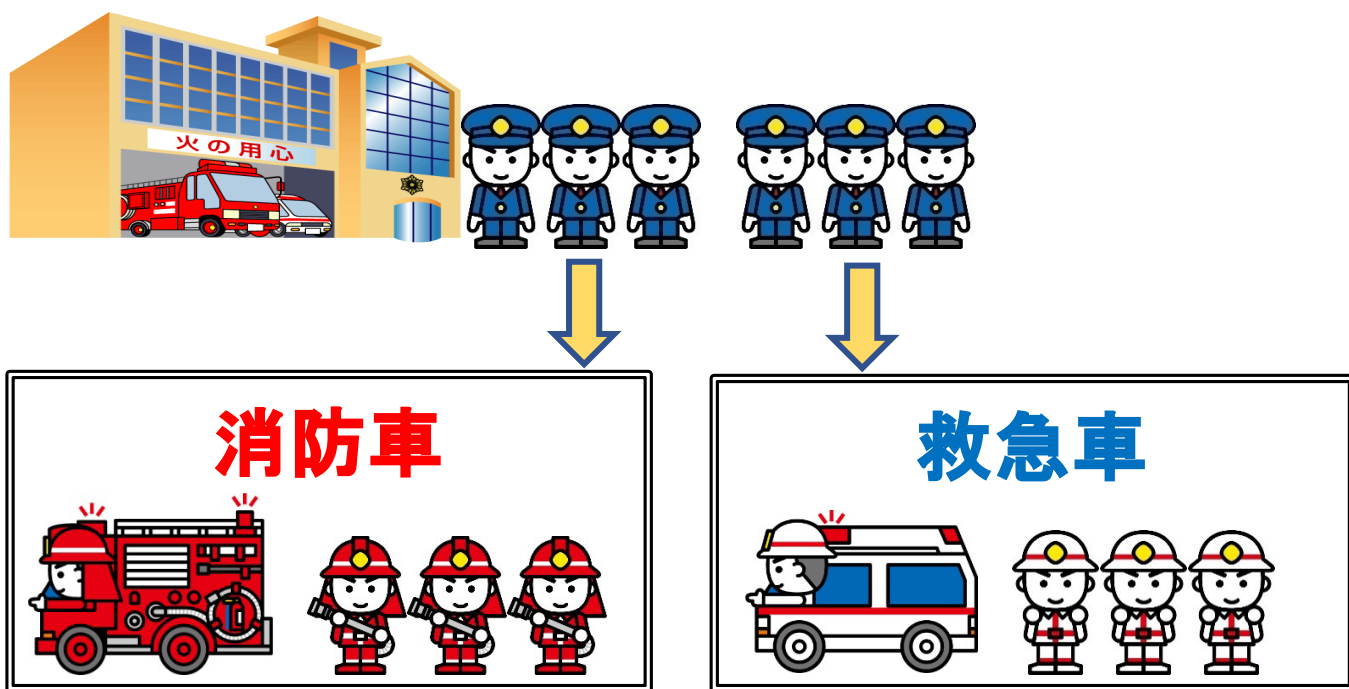
1 基本方針

本計画では、消防救急需要の増大に対応するため、消防隊と救急隊の兼務運用を改善し、全ての救急隊を専従隊運用することを第一優先とし、増大する救急需要に対応します。なお、救急隊を専従隊にすることで、全ての消防隊も専従隊になることから、災害発生時の初動体制の強化が図られます。

将来の職員年齢構成を考慮し、段階的に進められる定年年齢引上げ期間中の採用職員数を平準化し採用を進め、より強い組織体制を構築します。

高齢期職員は、体力面や健康面を考慮するとともに、長年培った消防業務に関わる知識と技術が活かせる配置を行います。

【専従隊】車両を選択することなく、所定の車両で出動します。



2 定数目標と職員採用計画

2部制の隔日勤務体制で、兼務隊3隊を解消するには、計算上で24人が必要ですが、人材育成計画による教育機関への長期派遣や働き方改革による育児休業や特別休暇の取得などを考慮した人員措置係数を乗じて計算すると29人の増員が必要です。

このことから、現在の条例定数252人から29人増員し、条例定数281人とし、令和8年度～令和14年度の7年間で段階的に実員を増やします。

職員の増員にあわせて、出動状況を考慮し、三島消防署北分署、長泉消防署、裾野消防署須山分遣所の兼務隊を解消し、順次専従化していきます。

また、適切な人員配置を行うとともに、車両の配置換えや出動計画を見直し、効率的な組織体制を構築します。

増員に伴う段階的な目標計画は、次のとおりです。

- (1) 令和9年度に職員数が11人増え263人となるため、兼務隊を1隊解除します。
- (2) 令和12年度に職員数が、さらに12人増え275人となるため、兼務隊1隊を解除します。
- (3) 令和14年度に職員数が、目標値である281人となり、兼務隊1隊を解除することで、全ての救急隊が専従隊となり、同時に消防隊9隊も専従隊となります。

【計画表】

令和	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
			増員計画期間							
条例定数	252	281	281	281	281	281	281	281	281	281
採用者	5	8	6	6	5	5	5	5	5	7
職員数	250	252	258	263	268	270	275	276	281	281
退職者	6	0	1	0	3	0	4	0	7	2
定年年齢	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
252人に対する増員数			6人	11人	16人	18人	23人	24人	29人	
備 考				兼務隊 1隊解除			兼務隊 1隊解除		兼務隊 1隊解除	

3 定員管理計画の見直し

本計画は、計画期間内における社会情勢の変化、事務事業の増減や災害出動件数の増減に応じて、適宜、見直しを行います。

また、本計画「第4章 各課、消防署の課題と対策」及び「第5章 消防組合組織運営上の課題と対策」を解決することを目的として、将来にわたり、その時代に即した計画を策定していきます。